

公 示

国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部において、職員の利便に資することを目的として自動販売機（清涼飲料水）を設置するため、庁舎の使用許可を希望する者の公募について、次のとおり公示する。

令和7年10月1日

国土交通省北海道開発局

室蘭開発建設部長 佐藤 徹

- 1 件 名 自動販売機（清涼飲料水）設置に係る使用許可
- 2 使用許可条件 原則、国有財産使用許可書によるものとする。
使用者は、建物使用料（年間分）及び物件に付帯する光熱水料等の経費を負担しなければならない。
- 3 使用許可期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
期間経過後、一度に限り更新可（継続は最長10年間）

4 対 象 施 設

- (1) 苫小牧砂防海岸事務所
所在地 苫小牧市字柏原32-40
設置台数 1台
- (2) 苫小牧道路事務所
所在地 苫小牧市日吉町2丁目1-5
設置台数 1台
- (3) 室蘭道路事務所
所在地 登別市大和町2丁目34-1
設置台数 1台
- (4) 苫小牧港湾事務所
所在地 苫小牧市末広町1丁目1-1
設置台数 1台
- (5) 胆振農業事務所
所在地 勇払郡安平町早来栄町133-10
設置台数 1台

注) 公募は、上記の対象施設毎に行う。

5 決定方法等

- (1) 上記4の対象施設毎に、提示された使用料（消費税及び地方消費税を含む）のうち、当部の基準使用料以上で最高額を提示し、かつ有効な申請を行った者を決定者とする。
ただし、決定者となるべき使用料を提示した者が2名以上いる場合は、くじ引きにより

決定を行う。なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

(2) 使用料の再提示

提示された使用料のうち、当部の基準使用料以上の使用料を提示した者がいないときは、再提示の意思を示した者に対して、再提示を依頼することとする。

(3) 申請の無効及び決定の取り消し

本公示に示した事項に違反した者のした申請、公募説明書の交付を受けていない者のした申請、申請書に虚偽の記載をした者のした申請、公示者に求められた義務を履行しなかった者のした申請は無効とする。

なお、無効の申請を行った者を決定者としていた場合は、決定を取り消す。

6 申請資格等

対象施設において、自動販売機の設置を希望する者で、以下の要件を満たす者。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び（2）から（5）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (7) 申請書等の交付を受け、「8 申請内容等の個別説明」に示す説明を受けた者

7 申請要領等

- (1) 申請書等を交付・提出する場所 室蘭開発建設部 総務課
- (2) 申請締切日時 令和7年10月21日（火）12時00分まで
- (3) 申請条件等に関する問合せ先
〒051-8524 室蘭市入江町1番地14 北海道開発局 室蘭開発建設部
・営業条件その他に関すること
総務課 課長補佐 門 電話 0143-25-7058
・施設使用許可に関すること
経理課 上席専門官 蜷川 電話 0143-25-7054

8 申請内容等の個別説明

公示後、参加希望者は、以下に記す申請書等についての個別説明を必ず受けること。
説明日時は事前の申込みにより設定する。

説明日時 令和7年10月1日（水）から令和7年10月20日（月）まで
（土曜・日曜及び祝日を除く9時00分から16時00分まで）

説明場所 室蘭開発建設部

申込先 室蘭開発建設部 総務課 課長補佐 門 電話 0143-25-7058

申込期限 公示後から令和7年10月20日（月）まで

9 その他

- (1) 契約書作成の要否 否（ただし、国有財産使用許可書を通知）
- (2) 決定結果については、10月末を目処に通知する。
- (3) 営業条件等について 公募説明書のとおり